

日 時 平成25年2月5日(火) 9:30~12:00

会 場 高知共済会館 藤

出席者 受田浩之委員長、吉岡珍正副委員長、垣内守男委員、川上恵美子委員、
坂本あや委員、澤田靖子委員、瀧本豊委員、那須清吾委員、
宮上多加子委員、宮崎育子委員、宮地貴嗣委員、山崎實樹助委員
教育長(中澤)、教育次長(中山)、参事兼小中学校課長(永野)、
教育政策課長(岡村)、特別支援教育課長(田中)、学校安全対策課長(沢近)、
高等学校課長(藤中)、高等学校課企画監(森本)、高等学校課課長補佐(小野)、
高等学校課再編振興担当チーフ(竹崎)、
同課定通・産業教育担当チーフ(北村)、同課指導主事(4名)
欠席委員 岩原利枝委員、小西砂千夫委員、濱川博子委員

1 開会

(1) 日程説明、資料確認等

【配付資料】

- ① 次第
- ② 座席表
- ③ 資料1 (案) 県立高等学校再編振興に関する報告
- ④ 資料2 県立高等学校再編振興に関する報告の資料
(今回資料と前回資料の比較)
- ⑤ 資料3 「県立高等学校再編振興に関する報告(案)」の概要

2 協議事項

(1) 報告書(案)の検討

(受田委員長:以下 委員長) それでは、2の協議事項(1)「報告書(案)の検討」
に入っていく。新旧対照表となっている資料2によって、前回(原案)から加筆、
修正された部分について事務局より説明いただき、その後で委員の皆様から意見
等をいただきたい。まず、P1の「はじめに」の説明をお願いします。

(高等学校課森本企画監:以下 企画監) 資料2 P1 説明

(委員長) P1の「はじめに」について説明があったが、質問や意見があればお願い
したい。

(垣内委員) 内容ではないが、「はじめに」の前に「I」、「おわりに」の前に「IV」
とあるが、通常、「はじめに」や「おわりに」には、章立ての番号を付けないの
ではないか。

(委員長) 一般的には番号を付けないと思うので、ローマ数字は外して、P2から「I」
としたい。他になければ、P2~P4の「県立高等学校の現状と課題」の説明を
お願いします。

(企画監) 資料2 P2～P4 説明

(委員長) P2～P4の「県立高等学校の現状と課題」について説明があったが、質問や意見があればお願いしたい。

良ければ、次にP5～P6の「新たな県立高等学校再編振興について」の「再編振興の基本的な考え方」の説明をお願いする。

(企画監) 資料2 P5～P6 説明

(委員長) P5～P6の「再編振興の基本的な考え方」について説明があったが、質問や意見があればお願いしたい。

良ければ、続けてP6の「再編振興の方向性と取組」の「魅力ある学校づくりの推進」に入りたい。区切りとしてはP11までとなるが、長くなるので、途中にはなるがP6～P8の説明をお願いする。

(企画監) 資料2 P6～P8 説明

(委員長)「魅力ある学校づくりの推進」について、P8までの説明があったが、質問や意見があればお願いしたい。

(宮地委員) 質問だが、P7の「②中高一貫教育」の配置の一番下にある中等教育学校について、賛成、反対ということではなく、この委員会では十分議論ができなかったところで、「中央部では、中学校と高等学校を併置する学校が複数ある」という表記は、私立のことを指しているのかどうか、教えてもらいたい。

(企画監) 私立のことになるが、県立も含めて複数ある。既に複数ある同じタイプの学校ではなく新たなタイプの学校も念頭に置いてということになる。

(委員長) 宮地委員のご意見のとおり、中等教育学校について十分議論されていないのは事実である。中等教育学校の制度導入を積極的にということではなかった。ただ、中等教育学校の仕組みがあることについては事務局から説明があったので、中央部において、この制度を念頭に置いておくという意味で、議論した中身を記載していると受け止めている。他にないか。

(瀧本委員) P8の「イ農業」について、農業と林業について記載されており「イ農業・林業」というように修正できないか。また、「林業に関する科」となっているが、農業、工業、商業、水産は、それぞれ「に関する学科」となっている。林業だけ「科」としている意味があるのか、教えてもらいたい。整合性を図るために「林業に関する学科」と修正できないか。

(企画監) 林業に関することは、農業に関する学科の中に位置付けられており、高知県では林業に関する学科はない。学習指導要領では、農業に関する学科、工業に関する学科というのが正式なもので、林業については農業に関する学科の中の1つの科として置いているということで、このような区分で表記している。

(委員長) 説明のとおり「科」としている意味があるということだが、瀧本委員からのご指摘で、「イ」のタイトルを「農業・林業」とすることについては、委員の皆様から意見をいただきたい。県の産業としての位置付けから見て、林業について農業と並列にして1つのタイトルにするということも考えて良いのではないかと思うがどうか。

- (垣内委員) 農業、工業、商業というのは、学習指導要領に規定する大学科の区分になり、農業と林業は並列する呼称ではないので、ここでは「農業」としておく方が良いと考える。
- (委員長) 教育用語としてのくくりと産業用語としてどうかということがある。事務局の説明からすると、学科と科として使い分けている背景に基づけば、ということで垣内委員からコメントをいただいたが、どうか。
- (坂本委員) 高知県にとって農業と林業は並列ではないかと思っている。高知県は非常に山が多いところで、これからの高知県の産業を考えた時に、林業というものを教育の柱の中に加えていくというのは大事ではないかと思う。確かに全体的なくくりの中では農業の中に設置されるものかもしれないが、高知県としては力を入れていくという意味合いを込めて、こういうように改革して欲しいという委員の思いとして入れてはどうかと思う。
- (委員長) 積極的に入れてはどうかという意見があった。林業を教育上の用語ではなく、産業上の用語として、また本県の強みを生かすことを強調するという意味でも、林業というものを産業的に入れるという考え方はどうか。
- (中澤教育長：以下 教育長) 産業的に入れるというのはどういうことなのか。
- (委員長) 産業系専門学科の名称というよりも、その産業としての名称として、タイトルに「農業・林業」として入れるということになる。
- (教育長) 分類が高校の専門学科の中の区分で、ここは整理をしているので、原案どおりのタイトルとしていただきたい。
- (委員長) 高校の大分類の中に林業という言葉はないということか。大分県に日田林工という学校があるが、林業の学科はないのか。
- (高等学校課藤中課長：以下 課長) 大学科では農業の学科の中での林業〇〇という形なので、あくまで産業学科の分類では農業に関する学科の中にくくられるものになる。
- (坂本委員) 農業として1つにくくらないといけないなら「イ農業」の中で、「農業に関する学科」と「林業に関する科」をサブタイトルとして扱うことはできないか。
- (委員長) 段落の前に(ア)(イ)とするのは用語の使い方からすると整合は失わないだろうが、どうか。
- (宮地委員) 他には、アやイの下には(ア)や(イ)はないので、新たなものを作ることになる。
- (委員長) 分類を増やしていくのは、他にも影響が出そうなので、農業と林業が並列の関係にならないのであれば、例えば、農業(林業に関する科)と括弧書きでタイトルに添えることはできないか。
- (山崎委員) 産業で言うと林業のウエートは高いが、農業学科の中に園芸科、畜産科、林業科があるということのなかで、あえて林業科を出しているということは、林業に対する思い入れが強いという意味を含めて解釈すれば、このままで良いのではないか。特にそのことを強調すると、また他に言いたいことが出てくる。農業の中で園芸は75%くらいのシェアを持っていることから、園芸科について書き

なさいということも出てくるので、あえて林業科のことを書いてあるという理解で良いのではないか。

(委員長) そう言われると山崎委員のお話のとおりで、あえて林業に関する科を入れているのは、相当強調しているという考えになる。要は、この状態で良いのではないかということになる。また、この場で議論していることから林業に対する思いが委員に共通してあるということなので、今の山崎委員の意見をこの委員会の結論とさせていただきたいがどうか。

次の説明をお願いします。

(企画監) 資料2 P9～11の説明

(委員長) P9～11について説明していただいた。いかがか。

(那須委員) 確認だが、先程のP8以後も含めて、表現の中で明確に「必要がある」と書いているところと、「考えられる」と書いている部分と、「求められる」と書いていて、P12以後には「意見もあった」とあって、これは対応が変わることなのか。この報告書の「必要がある」と書いている部分以外の、「求められる」とか「考えられる」とか「意見があった」は今後の対応を想定し書いているのか。教えてもらいたい。

(委員長) 事務局からお願いしたい。

(企画監) 「必要がある」というのは、そうなったらいいという必要性の部分である。

「考えられる」というのは、例えばP10の総合学科の配置のところに、「普通科への改編も考えられる」という言葉を使っているが、ここは必然性ということではなく、もし途中で頑張った人がたくさんいれば総合学科としてできるということで、想定でこうなった場合には考えられるというふうな結び方にしている。このあとの「意見があった」というところは、これから議論になるかとも思うが、議論の中で両論併記的な部分も可能性としてあるという想定のもとに、締めくくりをさせてもらっている。

(那須委員) そうするとP8の、例えば県外からの「生徒の入学に繋がることも考えられる」というのは分かるが、P11の、配置の⑥の「不登校・・・」のところで、「少人数の生徒で学級運営を行うことも考えられる」というのは、これはある意味⑥は大事だと思うので、やっていくべきだという中で「考えられる」とあるので、この意味合いはどうなるのか。

(委員長) 私からお答えすると、末尾のトーンというのが今ご指摘のところでは、「必要である」と「考えられる」「意見もある」という3つ、探せばそれに準ずるようなものもあると思うが、もうお分かりのとおり、トーンが違う。一番分かりやすいのは、事務局からもあったように「考えられる」というのは、結論が導かれなかった。だから、その意見も併記させてもらっている。一つの折衷案、落とし所ということで、両論併記をさせてもらっている。その表現の末尾に「考えられる」というのがこの後複数箇所である。それから「必要がある」が一番断定口調で、委員会における基本、総意であるというニュアンスが強いと思っている。それに、「考えられる」というのが準ずるということで、全員の総意が得られているかどうか全部を確認しているわけではないが、それに対する異論は出なかった、

あるいは特定の委員からそういう意見が聞かれている、というようなところを基本は「考えられる」と表現していると思う。ただし、今言った分類で、すべてがそういう形で確認されているかという、そこまで確認できていない部分がある。先程、那須委員が指摘された⑥の少人数教育のところ、「少人数の生徒で学級運営を行うことも考えられる」は「必要である」の方がというようなニュアンスだったかと思う。

(那須委員) 先程説明があった「考えられる」は、その場合にはということ言い換えができたが、⑥は考えられるではなく、現実にあるわけだから違うのではないかと思った。そういう意味では、「考えられる」という表現が「そういう場合には」というのではない表現もいくつかある。それから、例えばP11の一番下の適正規模で、この「考えられる」は別かもしれない。「一学年4～8学級が適正規模と考えられる」は、ここの場でもいろいろ議論があったが、「適正規模である」ではないかと思う。細かい話になるが、今後の報告を受けての対応にも関係してくるので、細かくてもよく見ていく必要がある。

(委員長) わかりました。末尾をすべて通しで確認するようにする。今、那須委員が指摘をされたように、「考えられる」という表現については、「現実あっているものについて考えられる」というのはあると思うが、よくこういった答申等については、末尾を総意とか、あるいは意見分布を反映させるという形で書いていくということもよくやるので、そこは全体を通じて、きちんとチェックする必要があるという意見として反映させていただく。

(垣内委員) これは我々が報告するものなので、あくまでこれを受けて意思決定をするのは教育委員会なので、教育委員会がその意思決定にあたって、我々が「必要がある」という場合にはその方向で意思決定を願うというとならえ方がよい。それから「考えられる」というのは、その方向も考えられるが場合によっては、他の選択肢もあり得るといってえ方で良いのではないか。それから「意見があった」というのは我々の中ではなかなか集約した意見にもっていくことができなかつたということで良いのではないかと思う。

(委員長) 今の分類もわかりやすいが、ただ、12回の検討委員会を繰り返しているが、すべてについて皆さんの総意のもと、絶対やるべきということが得られた案件はそんなにはない。従って、やはり、意見分布も含めて、この委員会での全体の議論あるいは意見分布を反映させた形でトーンを分けていくということで、最終的にはそのニュアンス、本来であれば「必要がある」と書いてあるのは教育委員会に絶対やってくれと定義を付けて、それで報告を渡さなければいけないが、ちょっとそれは一般的にはなかなかそこまでは規定できないと思う。ですから日本語のもっているニュアンスも反映させながら少し複数の捉え方もしていただく必要もあると思う。そうしないと12回では終わらない。ただ、今、おっしゃられたご指摘は、これまでの委員会の意見分布を反映している形になっているかは確認させていただく。それでよいか。

(那須委員) それはそれでよいと思うが、ただ、ここで議論している中で適正規模であるとか、不登校であるとか、定時制だとかそれぞれの項目、現にお子さんをも

っておられる当事者の方にとっては、すごく影響が大きな話で、それを十分意識したうえでこの末尾をどう考えるか、さっき垣内委員が言った通りだと思うが、それ以上に中身を見て、総意ではないにしても、少し気を配った方がいいと思う。(委員長) その意見はきちんと受け止めさせていただく。もちろん全委員が当事者の気持ちをもって臨んでいただいているのは、この1年半を通じて皆さま理解していただいていると信じている。

(吉岡副委員長) 那須委員の意見もわかるが、例えば、この機関は諮問機関で、答申という形になるのか。どんな形になるのかお聞きしたい。

(教育長) 俗に役所でいう諮問という形には当たらない。あくまで県教委で次の再編振興計画をつくっていきこうとする時に県民の代表の方々と議論していただいて、一定の考え方、方向性を出していただければ、それを踏まえて具体的な計画は県教委の方でつくっていくと、諮問をして答申というほどかちつしたものではない。

(吉岡副委員長) そこを確認したのは、例えば那須委員が言われたような形まで強く踏み込むと問題が出てくるのではないかと。例えば、強く踏み込むと、こうなさい、こうすべきだというような結論になると思う。ここにあるような「検討する必要がある」あるいは「求められる」、こういう形の表現しかないのではないかと思う。

(教育長) 議論していただいた中で、私どもの方も、原案をつくる時に、この語尾は一定今後のことも想定して、委員さんのご意見も踏まえて書き分けをしているつもりである。その書き分けがおかしい、もう少しこうあるべきだというのであれば、それはそれでいいと思う。今、那須委員が引っ掛かっているのはP11の「少人数の生徒で学級運営を行うことも考えられる」と、これを「少人数で学級運営を行うことも必要である」くらいまで言ってもいいのではないかという思いがおりになっての発言だと思うが、ここは私どもは、今までの議論の中で、学校規模の話も含めて、いわゆる集団が必要だと、最低でも20人が必要ですという話もあったが、一方ではこういう特異なニーズをおもちの方、そもそも集団にはなじめないような方々がある場合には、必ずしもその必要はないのではないかと、濱川委員の話だったと思うが、ここに少人数学級でやることも考えられる、あるいは今もやっているが、教室の中に複数の教員を入れるというやり方もある。それから学級編成は一つにしておいて、何かの時に分けて教育をするというやり方もある。現在、高等学校では1学級40人定員ということで、くくり募集されているが、こういう表現があると少人数学級という概念をはなから入れてやる方法もあるのではないかと投げかけをいただいたとらえている。方法は他にもあると思うが、こういう方法もあるのではないかとご提案いただいたと考えている。

(那須委員) 吉岡委員の意見に対しては明確に反対する。審議会でもなければ、法令上の委員会でないというのはよくわかっている。そのうえでこうして集まって十数回議論しているわけで、これは求められてやっているわけで、我々は十分にこの委員の中で英知を結集し、総意でこういう方向にあるべきだということを意見として強く言うべきだと思う。それを位置付けによって云々ということはありません。

ない。あくまで意見としてはこうあるべきだということを思いとして伝えるものが報告書であって、法令上の位置付けによってそれを落とすということは、この委員会としての義務を怠っているということになる。

(委員長) 今、行政的な話でこの委員会の報告書のもっている意味合いをお話しいただいている。那須委員のおっしゃることもごもっともで、最終日でこういう話をしていることに責任を感じている。繰り返させていただくが、私たちほとんどが民間の委員ということで、組織を代表して来ている人はほとんどいないが、その中で有識者を含め、県民の一人として、それぞれの立場から自由に意見を出してもらっている。その意見をできるだけ私どもとしてはきちんと集約して、我々の意見として報告をしたい。これは皆さん共通してご理解いただいていると思う。その中で、ものによっては意見が割れた。この後出てくる部分で、最終的には両論併記あるいは複数パターンの表示をせざるを得ない部分までかなり難航しているものもある。そういったものはその旨きちんと受け止めさせていただいて、報告書に盛り込んでいきたい。総意が得られたものについては、こういうふうに変えていくべきだという総意であれば、その旨書き込んでいくことに対して努力をしていただきたい。そういうふう到我々の思いを伝えている。その末尾にそれぞれが対比できているかということをご確認させていただきたい。よろしいか。

(委員) 了承

(委員長) それでは、今のところで報告書の重要な中身をご指摘いただいた。更に確認させていただくということをもってP 1 1までのところはよろしいか。

(委員) 了承

(委員長) それでは、P 1 2 (2) 高等学校教育の質を保証する学校規模の検討というところでP 1 2から細かく切った方がいいのでP 1 2、P 1 3をお願いする。

(企画監) 説明

(委員長) 特にご覧いただいて、第11回の原案のA、学校の最低規模について、イ、学校の統廃合についての部分をそれぞれAの部分は各論としてそれぞれの部分に移し替えていくことで全体の流れをスムーズにした。それから学校の統廃合については最後にまとめて表現している。ここが大きな変更点ということになる。それから本校の最低規模に関して、これもそういう議論をしていただいたが、その部分がこういう表現に一部修正させていただいた。

(吉岡副委員長) 細かなことだが、P 1 2の規模に関する基本的な考え方の4行目、文字の問題だが、「学校規模のあり方を分けて考えることも必要である」とあるが「分けて考えることが必要である」にならないか。

(企画監) 検討委員会の意向で直せる部分がある。

(委員長) 「ことも」とすると極端に言えば、分けなくてもいいということになる。分けて考える「ことが必要である」ということにすれば分けて考えることが方向性が明示されているということになる。助詞の使い方は重要である。それとこの委員会では、これは総意だったと思う。分けて考えることの必要性が各委員から強く出されたと感じているので、今の吉岡副委員長からの「が」を採用すること

が必要だと考えるがどうか。

(委員) 了承

(委員長) それでは「が」に訂正することでお願いしたい。ここは全体に繋がっていく末尾に繋がっていくところもあるので、ここで切らせていただいて、決して後戻りしないというわけではないので次へ進ませていただきたい。P 14～P 15のおわりにの前までお願いしたい。

(企画監) 説明

(委員長) P 14の分校の最低規模に関して、前回11回の委員会の中でかなり時間をかけてご議論いただいた。1学年1学級20人以上が望ましい、これが分校である。本校と対比させていただくとよく分かるが、本校は最低規模は1学年2学級以上が望ましいという表現である。ですから本校と分校の望ましいのところで比較するとその規模の違いがお分かりいただけると思う。ただ、ここも緩和措置というのが必要ではないかという話が出てきて、具体には例えば10人でもいいのではないかという意見も出されたが、一方では社会性を育む集団としてのミニマムを1学年20人と設定することの必要性も強く現場から訴えられているということも鑑みて、一方でというところで意見があったと書き留めさせていただいている。それから、猶予期間のところでは前回出席でない委員にはこれが入れられた経緯も理解できないところもあると思うが、猶予期間というのは、ある意味救済措置、即廃校にするのではなくて救済措置として3年間のうち2回人数が切った場合には、というところではこれを付すことによって猶予期間が設けられたという、そういう目的があったということで冒頭に新しく文言が加えられている。それからこの猶予期間についても前回たくさん意見が寄せられたわけで、この結論もその時点では総意としては出てこなかった。そのことをこの委員会の状況をきちんと反映することでこういう意見が多く出されたという事実表記にとどめさせていただいている。補足させていただいたがここの部分でご意見をいただきたい。

(坂本委員) P 14の分校の最低規模のところだが、下から2段目の1学年1学級20人が望ましいというところについて、私が10人でもいいのではないかという意見を言ったが、1学年20人以上が望ましいということになると1校の分校が60人を越えた学校を維持しなければならないということになる。そうなることが地域の中で、これからの分校を維持していくということができるといふことに不安がある。地域の中で今まで分校があって、その分校に望んで入学する子どもがいるとすれば、確かに集団性の問題はあると思うが、その集団性をフォローする形でICTの導入であるとか、地域間格差を埋めるためにそういう高大連携のシステムであるとか、各学校との連携とかそういう方法をとることによって、地域間格差を埋めることができるのではないかといいことがあってICTの導入を含めた距離的ハンディの克服ということをして今回の再編振興計画の中のテーマにおいてほしいというのがあって、委員長が提案された平等性の確保というそこら辺が今回の委員会の目玉になると思うので、こういう小規模の学校をどう残していくのかということが大事だと思ひ、10人でもいいのではないかと思ひ

が、その部分をもう一度議論いただけたらと思う。

(委員長) 今、坂本委員が発言されたことは、多分皆さんの総意だと思う。そのことをきちんと斟酌して、それぞれのつくりには今おっしゃられたことがすべて盛り込まれている。結果的にだからこそ10人にすべきという強い意見がここに書き込めるかどうかという点について議論していただければと思うが、前々回だったと思うが、一定議論していただいて、この集団あるいは社会性の維持ということに対する20人の必要性については、基本的に委員の皆様にご理解いただいている。従って望ましいという表現は適切ではないかと思う。ただ、今すべての委員の気持ちを坂本委員が代弁してくださったが、決して我々はこの20人が望ましいから20人を切った時点で統廃合ということでは決してないということ、また、訴えている。最後の末尾のところ統廃合に対する考え方をあからさまにさせていただいている。その部分においては、ただし、その分校が存続をしている意義として、例えば数ではない、それ以外の、例えば少人数教育の特徴を生かすことが地域におけるその学校の位置付けというものを、地域とともにさらに訴えていただくということをもって、例えば県外から人を集めるとか、域外から例えば中心部から生徒を集めるといふ、そういう努力もしてもらいたいということも含めて、盛り込ませていただいているので、望ましいという表現、これを委員会として皆さん認識したことを、それ以外の、非常に悩ましいがそれをもってすぐに統廃合の対象とすべきではないということ、最大、この報告書の中に盛り込むとしてこういう表現にした。というのが今までのここに至る経緯だと思う。そのことを踏まえて更に議論が必要であれば議論する。

(垣内委員) 報告書に対して意見を申す訳ではない。今まで教員の立場から色々な学校を見てきた経験から、少し意見を述べたい。また、最低規模を設けなかったらどうなるかという意見があったのでこれに対しての例を紹介したい。十数年前まで、室戸高校甲浦分校という学校があった。その分校の話をしたい。平成元年が高知県の生徒数のピークであった。その当時は、県としての学校の最低規模の規定がなかったので、全ての学校の成り行きに任せていた。そのため平成7年頃になると、室戸高校甲浦分校の生徒数は、各学年6~7名程度となり、全校でも20名程度となっていた。その当時の室戸高校甲浦分校を訪問し授業を見たが、高校としての教育活動レベルに程遠い状態であった。少人数なら大学のゼミのように、きめ細やかな授業ができるのではと思われるかもしれない。しかし、色々な条件でそこに集まり、発達年齢の若い高校生が集まれば大学のゼミのようにはいかず、授業効果が上がらない。大学のゼミのように、一定の意志をもった学生が集まれば、少人数ですごく良い教育効果がある。室戸高校甲浦分校は、授業というより子守のような状態があったということ、ここを伝えておきたい。今のようICTも発達していなかったなど条件としての教育環境は異なる。しかし、集団というのは高校教育では意義があると思っている。集団の数が少ないと子どもたちの意思に大きく依存した授業形態で進む。また、そこに配置される教員も教育力が高い教員ではなく採用間もない若い教員が配置され、各教科一人という状態であった。先輩教員の授業を見ることもなく、アドバイスを受けることもな

かった。採用から5年目までが教員として指導力向上につながる重要な期間であるが、このような状態では、教員の発達にもつながらなかった。生徒も教員も負の遺産が残った状態であった。最低規模を設けない事が本当に生徒たちに良いことなのかを検討したものが平成12年の報告書であり、この時に初めて最低規模が盛り込まれた。その報告書を受けて、実施計画を決め、取り組んだ10年間は現行の再編計画である。そのようなことを踏まえると、高校生としての発達段階を考えると大学生とは異なり、ある程度の集団が大切である。その環境を守るのが我々の役割である。費用対効果については、あまり使いたくないが、分校1校あたりに係る費用は人件費を含めて年間1億円足らずである。この金額を就学援助、通学支援や近くの規模のある学校に寮をつくるとかもっと良い支援をしていくことを考えることも必要である。学校を残すことばかり考えるのではなく、より良い支援を考えることも大切ではないか。

(委員長) ここの表記は、これがぎりぎりのまとめ方だと考えている。

(宮地委員) P14のアの「猶予期間について」の最後の段落である。「猶予期間の適用に当たっては」について違和感がある。今現在、3年間で2回20名を切れれば募集停止とするという猶予期間を適応されている状況の中で、「26年度を起算日とすべきであるとの意見と平成26年度から学校の魅力化に取り組む期間を設定し、その後に適用すべきであるという意見があった。」と示すと、現在の計画は不適格であると言っているように感じる。この委員会では、現在の計画は不適格であったと判断したと捉えてよいか。

(委員長) この件については、教育長に説明をお願いします。

(教育長) 現在の計画は25年度までである。それで3年間で2回の猶予期間を設けている。この報告書では、「26年度を起算日とすべきであるとの意見」と「平成26年度から学校の魅力化に取り組む期間を設定し、その後に起算日と設けるという意見」がある。両論併記した形になっている。今までの計画は25年度までで終わりにし、26年度から新たに起算するという書き方になっている。この検討委員会での意見が26年度から新たに起算するとの意見であったのでこのような書き方としている。今の計画を引き続いて計算するとの意見があまりなかったものでこのように示したので、26年からスタートすると解釈してもらってよい。今の計画はあるが、すぐに募集停止にしないような検討委員会の方向性であったのでこのように書いている。

(宮地委員) 今までの委員会での意見がこのようであると皆さんが受けとめるなら、この書き方でも良い。しかし、私としては、存続が難しい学校にも決まりを適用すべきであると思うので、今までのルールを25年度で切るのではなく継続しても良いと思う。

(委員長) 今の意見は以前に聞いており、P14のアの2段落目の「猶予期間について、この考え方を維持すべきであるという意見もあった」に盛り込まれていると理解して欲しい。

(垣内委員) 報告書の両論併記はしかたない。平成16年から10年間で3つの期間に分けて計画を出しているのが現行の計画である。25年で終わりでなく続く

いう意味で計画を示してある。宿毛高校大月分校は、第三次計画で募集停止が決まったが、現在、2年生と3年生の在校生がいる。25年度で終わりであれば宿毛高校大月分校の募集も再考しなければならない。追手前高校吾北分校と中村高校西土佐分校については、第二次計画で募集停止が決まったが猶予期間を設けることによって募集停止を回避してきている。25年度で終わったと考えない方がよい。継続していると考えべきである。追手前高校吾北分校と中村高校西土佐分校の募集停止の猶予条件は、学校と地域と教育委員会の間で認められている条件である。この三者間で成り立っている関係をこの検討委員会で認めないと言えるのか、そこまでの権限はないと思う。地域や学校からもう一度再考していただきたいとの意見があり、見直すなら分かるが、そのような意見がこの検討委員会へ正式に届いていないなかで、この猶予条件を考え直すのはどうかと思う。

(委員長) この検討委員会は部分最適と全体最適を考えて進めている。現在、分校が2校しかない中での議論であり、一般論と現実論とで考えていかななくてはならないので難しい。この検討委員会では、分校のこののみを今まで議論したわけではなく、高等学校全体の再編振興を議論してきたのである。全体を考えたときに、地域の学校を大切にしていきたいとの皆さんの思いをできるだけ反映していきたいと考えている。具体案については、報告書を受けとったあとの教育委員会に委ねて、本校・分校の最低規模や統廃合の条件を決めてもらえば良い。先程の委員の思いや各校の置かれている環境や状況を配慮してもらえるものと思っている。報告書では、これまで出てきた意見の折衷案としてあげさせていただく。ここで、2校を念頭に置いた結論まで進めて行くべきではないと思う。

(教育長) 「26年度を起算日とすべきであるとの意見」と「平成26年度から学校の魅力化に取り組む期間を設定し、その後に起算日を設けるとする意見」と「今までの計画を継続すべきであるとの意見」の三論併記をするということか。

(委員長) 「継続するとの意見があった」を併記させていただき、三論併記の方向で良いか。

(副委員長) 今までの議論は見直しが必要であるとの意向が強かった。併記する場合、今日の意見が強くないように配慮してもらいたい。

(委員長) 順番や強弱の関係をも配慮して盛り込む。

P15の⑥「定時制課程(昼間)の最低規模」に進む。ここは、「望ましい」という表現と「意見があった」という表現の両論併記である。

(坂本委員) 地域の状況に応じて、学校がどうあるべきかという基準を考えて行くことが盛り込まれているところは理解できる。人数については、一人でも受け入れる体制を取るべきだと個人的には考えている。皆様の総意であればこの表記で良い。

(委員長) 皆さんの意見を反映したいと思っている。ここは「意見もあった」で前回の意見を反映していることで理解をしていただきたい。

(坂本委員) 「最低基準を設定しなくてもよい」の部分であるが、文部科学省でも設定していないので高知県独自の基準を設けなくてよいと考えている。先程の農業の場合は、文部科学省の学習指導要領を優先したので、この部分も文部科学省の

動向を優先しても良いのではないかと思った。報告書についてはこれでよい。

(委員長) P 1 7 ⑦「学校の統廃合について」に進む。

(教育長)「最低規模の生徒数を確保できない学校では、今後の学校の方向性やあるべき姿を示し、学校の魅力化や果たすべき機能を明確にして、生徒数を確保する取組を行ってもなお、」の部分である。ここを「今後の学校の方向性やあるべき姿を示し、学校の魅力化や果たすべき機能を明確にして、生徒数を確保する取組を行ってもなお、将来的に最低規模の生徒数を確保できない場合には」と変更させてもらいたい。

(委員長) 今のように変更させてもらう。

(坂本委員) この部分に、県の姿勢を求めたい。小規模校の学校を県としてどのようにしていくかについて、県の姿勢を盛り込んでもらいたい。地域の努力も必要であるが、政策として、地域間格差をなくすことと、小規模校を守ることにについての思いを盛り込んでもらいたい。いくら地域が努力しても政策的に切り離される地域には生徒は残らない。以前にも発言したが、中央部と幡多地域との地域格差をどのようにして埋めていくか。努力をしたうえで、こうなったということが大切になる。これからの教育にはICTが重要になる。ICTについては教職員が熟知して教育現場に取り入れてもらいたい。生徒数が少ない学校で、小規模校のデメリットを埋めるだけの方法を教職員に考えてもらい。分校が残らないのは、地域の努力だけではない。教職員の方々が、そこで子どもたちを育てるんだという意識をもたなければ学校は残らない。教職員の努力も必要である。地域だけの問題でなく、県全体で小規模校を守っていくんだという考えを示すべきではないか。

(委員長) ここだけを読んだらその様に感じるのではないか。全体を通して見てもらいたい。一部分だけを見て曲解されてしまうことがある。ニュアンスが薄くなっているとなれば付け加えることも必要となる。県がという話があったが、我々としても大切にしたいことであり、期待をしていることでもある。この報告書の作り自体が県の産業振興計画と連動して書いているので、「県の政策、施策等も勘案しながら」ということを一言添えるぐらいだと思う。県の姿勢が、産業振興計画である。その中では、地域的格差を広げないための政策が1丁目1番地である。その部分を少し添えらしてもらおうということによろしいか。

(企画監) 今の議論は、P 1 2 「(2) 高等学校の教育の質を保証する学校規模の検討」の中の一部である。県の大きな考え方は、P 5 「1再編振興の基本的な考え方」に入っている。

(委員長) 一部分を切り取られ判断してしまうので、先程のことを付け加え入れていく。否定する意見がなければ付け加えさせてもらう。

(副委員長) 県の力強い姿勢を求める文言を加えるなら、この項目ではなく、最後に「おわりにあたって」を付け加えてこのような意見があったと力強い意志を入れれば良い。

(委員長) P 1 6 の「おわりに」にそのような思いを凝縮している。P 1 5 の「⑦学校の統廃合について」だけを切り取られ引用されることがおおいにある。この

部分を引用されたときの懸念を担保できる文言が必要である。

(坂本委員) 今、本校の最低規模の基準が1学級20人になりましたよね。

(委員長) なってはいない。1学年2学級以上が望ましいということである。

(坂本委員) そういう風に、たくさん子どもたちのいる学校の基準が下がってくるわけである。そうなるとうちの学校の数はある程度維持はされていくわけで、そうなるとうちの学校が目に見えて、学校が減っていくのは郡部になってくる。その現状を踏まえてどうするかというのは、人数だけの問題ではないので、統廃合というのはもちろん中央の方の学校にもあると思う。でも、これから今よりも基準が下がってくるので可能性は低くなっていく。郡部にとっては多くなっていく。そういう現状は、この会の中で話し合われたわけなので、そうなったときに我々はどう郡部の学校を維持していくのかということが一番に考えておかないといけないのではないと思う。この少子高齢化にともなって、統廃合が行われるに当たってはということが統廃合の基準に当たると思うが、特に中央部の問題よりは、もう目に見えて郡部の問題である。そこら辺が、われわれが望んだことによってしわ寄せが今度また郡部の方に新たにまた出てくる可能性もあると思うので、そこを懸念してこの考えを入れておくべきかなと思って、この統廃合という言葉がここに一番出てくるのでこのときにそういう現状の中でということを入れていただけたらと思う。

(委員長) 言っておられることは分かる。それを入れると結局またここが膨らんでくるのでますます統廃合に関してのみ着目されることにもなるし、オーバーラップしているということになると、全体の報告書自体の作りがバランスとして失われると思う。敢えて入れるとすれば、今言われたようなことは皆さんの総意として入っている。入っていることを、共通で認識をしていただきながら、逆に言うと今繰り返し私が言っているように統廃合の基準を決めた報告書ではない。地域づくりあるいは地域の持続可能性を考えて、そして子どもたちの未来、将来を考えながら我々全体で最適化するとしたら、こういった案になるということまでぎりぎり12回にわたって議論していただいた。そのすべてがここにあるのでその部分だけを切り取って曲解されることのないよう、その点を例えばどこかで、先程吉岡副委員長がおっしゃられたように、「おわりに」のところに入れるとすれば、入れることは可能かもしれない。言っておられることはよく分かる。

(那須委員) 坂本委員の懸念は私もある。吉岡委員が言われた話で、報告書の性格はその通りである。ただ、教育の効果を確保するというのは大前提であるし、譲れないところでしょうが、その中で基準というのはある種、効率性を担保するということもあるし、その中で地域の公平性というのが同時に確保されなければならないということだと思う。その中で、さっきあった、意見もあったという表現をどう考えるかということで、多分この報告書が出て、それを教育委員会等が見て実際に実行に移されていく、考えられていかれるということだと思うが、教育効果や、地域の産業振興や活性化が目的の全体であるけれども、今言ったような、どう努力するのかということだと思う。単なる基準の設定というだけではないということでは明らかで、基準の趣旨を確保するということが大事なのでそのための工

夫を求めていくということで、こういう意見もあったという意見が生かされていくということだと思う。そういう考え方が、最後のまとめに書かれていればその懸念が振り払われるかなと思う。効率性を確保する努力と工夫を行政、教育委員会が指導していく、もちろんその恩恵を受ける地元の努力も求めていかないといけないと思うが、その姿勢をもっていくことが、大事だと思うし今後将来を決めていくと思うので、そこのところまで、ある種、この報告書をどういう風に受け止めてもらうのかということまで書けば、その懸念は払しょくされるのかなと思う。あるいは、委員長の最後のコメントでも良いが、残した方が良いのではないかと思う。

(委員長) そうですね。

(垣内委員) 皆さんの趣旨にほとんど同じである。この報告書自体が統廃合を加速化させるものではない。統廃合の加速を食い止めたいと思って出している。条件もその中のひとつである。ですから、統廃合を加速化させないためにはやはり行政の方もそれなりの支援もするし、ということが必要である。書くとするば「おわりに」のところで、統廃合の加速化が進まないような行政的な手立てを講じてほしいというようなことを入れればよいと思う。ただ、今までも実は中村高校西土佐分校にしても、追手前高校吾北分校にしても教育委員会は統廃合を加速化させないための手立てを講じている。力量のある先生を送ったり、グラウンドを整備して野球ができるようにしたりとかいうことは必ずやっているもので、書かなくてもやらなければならないという立場だが、なお、私たちの意志としてここで報告書にまとめる時には最後にそういったことを入れればよいと思う。

(委員長) 委員の皆様のご意見を拝聴して、本当に皆さん納得してお聞きになられているし、垣内委員のお話にもあったように、教育委員会あるいは行政的にももちろん不断に努力をさせていただいているところが大前提になっているということも踏まえて、先程いろいろいただいた意見、私も発言させていただいたようなコメントを最後、まとめのところに加筆をさせていただくということでしょうか。

(吉岡副委員長) 「おわりに」の話を訂正させていただく。委員長コメントの方がよろしいかと思う。

(委員長) 委員長コメントというのは、いつの間にか委員長コメントがなくなってしまうのではないかと思うので、「おわりに」のところに皆さんの意見がこうやって聞かれている、もちろん、この「おわりに」の部分は、委員長コメントではないと思ってはいるが、ある意味最後さらに、筆を入れさせていただきたいと思っている。そうやって、ここでは皆さんの意見の非常に重要な部分で、強調したい部分であって、そして委員会の取りまとめをこれまでやってきました私と最後事務局にも確認していただいて、それを少し盛り込ませていただくということをお願いできればと思う。

(委員) 了承

(委員長) 協議が「おわりに」の部分に入っているがP15までは、一区切りということではどうか。「おわりに」の部分、今、行政的支援あるいは教育委員会を含め地

域のさらなる努力というものが必要というようなコメントを付していくことになるが、それ以外の部分、少し網掛けの部分がある。説明をお願いしたい。

(企画監) P 16の説明

(委員長)「おわりに」の部分、少し加筆、修正した部分があるが、冒頭ありました南海トラフ巨大地震の項目がここに移ってきているというところが、一番大きな変更点だと思う。いかがか。

(委員)了承

(委員長)「おわりに」の部分は先程の点を少し盛り込ませていただくということで微調整させていただきたいと思う。資料2について本文の前回との新旧対照表を基にご議論いただいた。那須委員からご指摘いただいた、末尾については再度確認をする。その結果少し修正が出てくるかと思うので、この後の取り扱いに関しては、例えば、私と事務局にまず、修正を一任していただいて、その後、一度委員の皆様それぞれをご確認いただくという作業をステップとして入れたいと思うが、確認いただく作業をお受けいただけるか。

(委員)了承

(委員長)そうしましたら、今いただいた意見に関して修正案をもう一度委員の方々にお願いします。これは、郵送という形になるか。

(企画監)会える方には持っていくこともしたいと思うが、基本的に郵送ということでお願いしたい。

(委員長)分かりました。それでお願いします。あと、資料1に関して先程目次の部分のローマ数字の「はじめに」のIと「おわりに」のIVがはずれていくので、この目次が少し変わっていく。それ以外で本文に関しては、先程P 14までご議論いただいた。あと、ご意見をたまわっていないのは、P 15以降である。アスタリスクを付して用語の説明をしている部分と資料編のところでご意見をいただきたい。

(委員)なし

(委員長)基本的には、こういう作りで資料としてまとめさせていただくということですよいか。

(委員)了承

(委員長)そうしましたら、12回目の委員会であったが、最後、確認は修正版を各委員にお送りして、ご確認いただくということでよろしくをお願いしたい。日程的に見るとどういうスケジュールになるのか。

(企画監)スケジュールの前に、1つ確認したい。先程、那須委員の言われた語尾のところはこれでよいか。

(委員長)今、一個一個これを確認していくということになると、とてもではないが時間的に難しいと思う。教育長もおっしゃられたように基本は確認をしているということも承っているので、私自身ももう一度全体を通じて、末尾全体を最初から最後まで通して、矛盾がないかどうか、それを確認させていただきたい。よくやるのは、それを全部抜きとって、その文章の意味していることをリスト化するというようなことをやることもあるので、それも含めて考えたいと思う。

(企画監) それも含めての確認ということでしょうか。

(委員長) はい。そうしましたら、この報告(案)だが、最終的に今日いただいた意見をもとに、最終版を提案させていただく。日程的なことはどうか。

(高等学校課課長補佐) 委員長と事務局の方でまず修正案を作らなければならないが、1週間ほどいただいて、来週には委員の皆様には修正案を送らせていただく。この後説明をするが、県の方に報告をいただくのは、2月22日と今のところ予定をしている関係もあるので、来週の初めにお送りして、来週中にご意見をいただいて確定をさせていくというようなことで粗の案ということで確認させていただいて、なお、また委員長と詰めながら調整していきたい。

(委員長) それで皆さんにご意見をいただいて、最後は一任していただくということをお願いできたらと考えている。それでよいか。

(委員) 了承

(委員長) これで12回にわたり、毎回3時間ほど協議をしているので、延べ30時間以上の時間で揉んできたこの県立高等学校再編振興に関する報告がほぼ出来上がったということになる。後半の方でいろいろなご意見をいただき、なかなか落とし所を見つけていくのが難しいところにもぶちあたっていったが、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけしたと思っている。最後にそれぞれ1分以内でかまわないので、それぞれの委員の皆様から一言ずつ感想をいただきたい。それで最後私が閉めさせていただいて、12回目を終わりたい。一言でもかまわないのでよろしく願います。

(各委員) <感想>

(委員長) ありがとうございます。

4 閉会

(1) 閉会挨拶

(2) 手交日の予定について

平成25年2月22日(金) 9:00~10:00

高知県庁西庁舎 2階 教育委員会事務局 教育委員室

(3) 諸連絡